mintsアカウント 登録ガイド（アカウント情報変更編）

変更届出手続フローチャート

※　国・行政機関の代表者又は指定代理人のアカウントは、本ガイドの対象外です。
※　地方公共団体の代表者又は指定代理人のアカウントは、本ガイドの対象です。

アカウントの登録情報のうち、今回変更したい項目は何ですか？

氏名、住所（※）、生年月日の変更

（※）士業者の場合は事務所所在地を含みます。

届出が必要

氏名、住所、生年月日以外の項目の変更
（例：連絡先電話番号、メールアドレス）

mintsのアカウント設定画面の右上の「編集」ボタンをクリックし、ご自身で変更してください（届出不要）。

現在、係属中の事件はありますか？

※以下は、アカウント登録済みの場合の変更手続に関するご案内です。
新規登録の際の登録の誤りの訂正方法は、各種登録ガイドをご参照ください。

係属事件の有無

係属中の事件がある場合

当該事件（複数の事件が係属している場合にはそのいずれか）を担当する裁判所への届出が必要になります。
詳細は、当該裁判所にお問い合わせください。

係属中の事件がない場合

変更申請フォームを通じて届け出ていただくことになります。手続の流れは、次のSTEP１～３のとおりです。

STEP 1　証明書類の提出

ご自身のアカウント設定画面の右上の「編集」ボタンをクリックの上、「本人・資格確認資料」欄に、**変更事項に関する証明書類のデータをアップロード**してください。

※　必要となる証明書類については、次のページを参照してください。

※　補助者アカウントの場合には、アップロードは不要です。

STEP 2　変更の届出

裁判所ウェブサイト上のFormsを利用し、**裁判所にアカウント情報の変更の届出**をしてください（Forms中の注意事項も必ずご確認ください）。

☆　Formsはコチラ

STEP 3　手続完了

裁判所において、証明書類も確認の上、届出のあった事項につき、アカウント情報を変更します。

変更が完了した場合、届出に不備があり変更ができない場合のいずれについても、裁判所から個別の連絡はいたしかねますので、あらかじめご承知おきください。

mintsアカウント 登録ガイド（アカウント情報変更編）

必要となる証明書類

○ mintsに登録している氏名・住所・生年月日を変更する際にアップロードが必要となる証明書類は、以下のとおりです（記載のない場合には、**証明書類のアップロードは不要**です）。

アカウントの種類	変更事項	証明書類の例
士業者アカウント （弁護士、司法書士、弁理士）	氏名	日弁連・日司連やその単位会発行の身分証明書・印鑑証明書、日本弁理士会発行の身分証明書
一般個人アカウント	氏名・住所	運転免許証、住民票の写し等
法人アカウント	氏名（※）・住所	法人の登記事項証明書等
支配人アカウント	氏名・住所	運転免許証、住民票の写し等
地方公共団体アカウント 指定代理人アカウント	氏名（※）	地方公共団体の発行に係る身分証明書等、指定書等

※ 法人・地方公共団体の代表者が交代した場合に、登録された氏名を新たな代表者の氏名に変更するときを含みます。

アップロードの手順

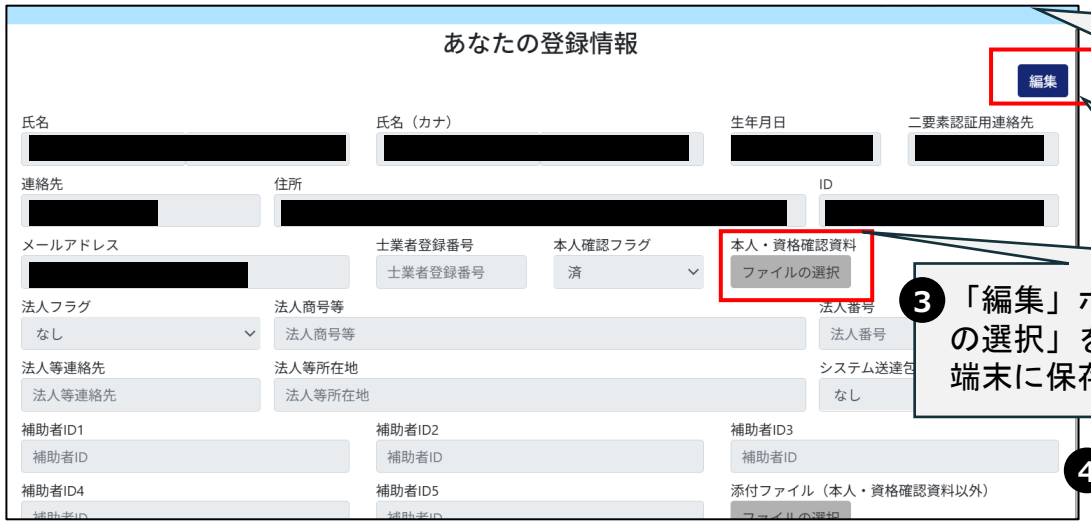

❶ 左側のメニューバーの「アカウント設定」をクリックすると、この画面に移動します。

❷ 右上の「編集」ボタンをクリックすると、登録情報のうち、ご自身で編集可能な項目を編集できるようになります。

❸ 「編集」ボタンをクリックすると、こちらの「ファイルの選択」をクリックできるようになりますので、ご自身の端末に保存された証明書類を選択してアップロードします。

❹ 左の画面にはありませんが、「編集」ボタンをクリックすると右上に「更新」ボタンが表示されます。アップロード後、最後に「更新」ボタンをクリックして完了です。